

契約解除 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフ制度の手順

ハガキの書き方の例

- 1** 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2** ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3** ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4** 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。



通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

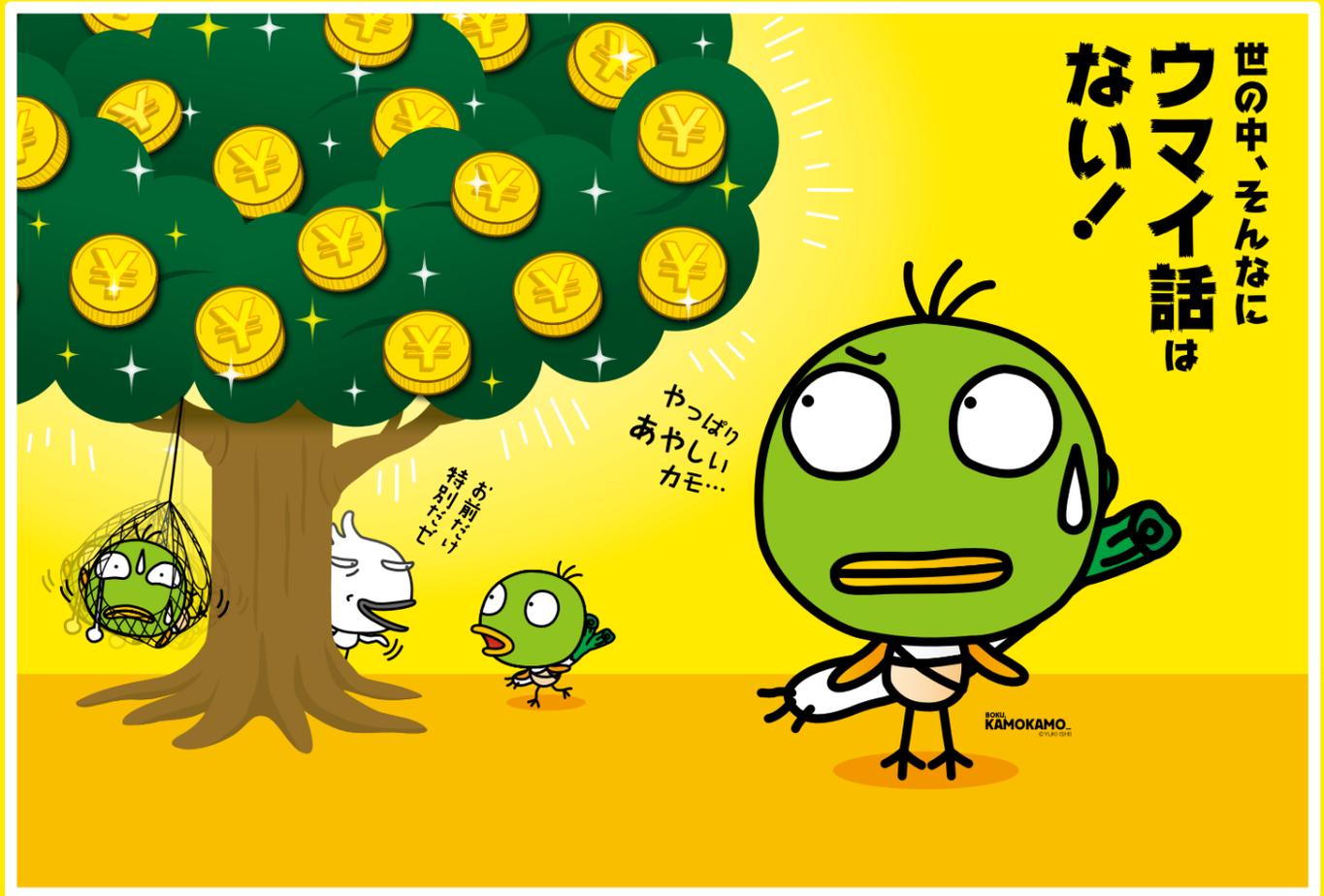


困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

- 長野消費生活センター** (〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1) *受付時間 8:30~17:00
 ☎ 026-223-6777 FAX 026-223-6771 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。
- 松本消費生活センター** (〒390-0852 松本市島立 1020 松本合同庁舎内) *受付時間 8:30~17:00
 ☎ 0263-40-3660 FAX 0263-40-3701 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。
- 飯田消費生活センター** (〒395-0034 飯田市追手町2-641-47) *受付時間 8:30~17:00
 ☎ 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。
- 上田消費生活センター** (〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内) *受付時間8:30~17:00
 ☎ 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998 *土・日・祝日・年末年始はお休みです。

もしくは、市町村消費生活センター・消費者相談窓口へ

その話、悪質商法力モ…。



困った時には、まず相談。

長野県

